

令和8年度（2026年度）

海外市場向け食品開発補助金

募集案内

《募集受付期間》

- ① 事前エントリー 令和8年4月17日（金）～5月14日（木）12：00 必着
- ② 本申請 令和8年5月15日（金）～5月28日（木）12：00 必着

※ 本案内、交付要綱及び申請書類は、一般財団法人さっぽろ産業振興財団 食・ものづくり産業振興部ウェブサイトからダウンロードできます。

● ダウンロード先 URL → <https://sec.or.jp/hanro-kakudai/subsidy/develop/>

※ 提出にあたっては、期限に余裕を持って提出されるようお願いします。

※ **応募申請には①事前エントリーが必須です。** 応募を検討される場合は事前エントリーの上ご相談ください。

【申請書類の提出先・お問合せ先】

一般財団法人さっぽろ産業振興財団
食・ものづくり産業振興部 食産業振興課

〒003-0005 札幌市白石区東札幌5条1丁目1番1号

電話：011-820-2062（平日9:00～12:00、13:00～17:00）

Email：food_kikaku@sec.or.jp

1 事業目的

さっぽろ連携中枢都市圏域内の食関連事業者の海外市場向け商品開発を支援することで、北海道産食品の販路を国外へ拡大し、もって札幌市の食関連産業の振興を図ること。

2 対象事業

国外への商業流通・販路拡大を目的とした食品の開発及び技術の開発に向けた取組であり、北海道産の農畜水産物を活用し、北海道内で製造することを条件とする。

道内での製造が困難である場合は、「製造場所に関する理由書（様式4）」を別途提出すること。

- ① 補助上限額：300万円
- ② 補助率：補助対象経費の2分の1 ※千円未満切り捨て
- ③ 交付予定件数：7社程度

※ただし、さっぽろ連携中枢都市圏内であって**札幌市外に本社を有する事業者の採択は最大2件まで**

※申請にあたっては、札幌市への経済波及効果を把握するため、補助金交付申請書の「申請者概要（様式2）」の「札幌市への経済波及効果」を記入すること。

3 補助対象者の要件

本補助金の対象となる事業者は、下記(1)に該当し、かつ(2)から(7)の全ての要件を満たし、(8)に定める中小企業とする。

- (1) さっぽろ連携中枢都市圏に本社を有する食関連事業者。
- (2) 設立後1年以上経過し、補助を受ける事業（以下「補助事業」という。）を継続して実施する見通しがあり、実施するための経営資源（資金・人員・環境・目的意識等）が整っていること。
- (3) 直近2か年度連続で、一般財団法人さっぽろ産業振興財団（以下「本財団」という。）が実施する本補助金の交付を受けていないこと。（同補助金による3か年度連続の採択は認めないもの。）
- (4) 新食品表示法に基づいた一括表示等の対応やHACCPを運用済みであること。（小規模事業者は、「HACCPシステムの考え方を取り入れた一般衛生管理」に取組済であること。）
- (5) 関連性が極めて密接である事業者による類似事業の複数の応募となっていないこと。関連性が極めて密接である事業者とは、グループ企業、代表者が同一である事業者、工場が同一である事業者等のことをいう。
- (6) 市税を滞納していないこと。
- (7) 反社会的勢力との関係を有していないこと。
- (8) 中小企業とは、中小企業基本法(昭和38年法律第154号)第2条に規定する企業（個人事業主を含む。ただし、開業している者に限る。）であって、**みなし大企業に該当しないもの。**

6 報償費	外部専門家や技術指導員等の専門家への経費（コンサルティングや翻訳等） ※ 補助対象経費は100万円以下とする。
7 マーケティング費	マーケティング活動に必要なリーフレット制作、サンプルの出荷、商品紹介ウェブサイト構築、自社で行うモニター調査、海外販路を見据えた目的での展示会出展および商談会等、自社従業員の出張等に要する経費 ※ 旅費は申請時に行先・目的・予定月等、内容がわかるよう記載が必要（任意様式） ※ 補助対象経費は200万円以下とする。
8 その他の経費	上記に掲げるもののほか、本財団理事長が必要と認める経費

【留意点】

- (1) 事業開始後の補助対象経費変更は、基本的に認められませんので、申請の際には対象経費を十分に検討・確認のうえ、申請してください。
- (2) 申請にあたり、積算根拠（支出・入手価格の妥当性を証明できる書類）（カタログ・見積書等）を添付してください。
- (3) 補助金の交付は原則精算払いとなります。
- (4) 事業期間内に全ての発注・納品・支払いを完了している必要があります。
- (5) 以下のものは補助対象外となります。**※必ずご確認ください。**
 - ・ 公租公課（消費税及び地方消費税等）
 - ・ 振込手数料（代引手数料含む）
 - ・ 補助事業者従業員の人件費
 - ・ 土地及び建物の購入または借り上げ料等に係る経費
 - ・ 既存設備・機械の使用料、水道光熱費等
 - ・ 食糧費、接待費、会食費等の個人消費的経費
 - ・ 他の用途との併用となっている旅費・交通費等
 - ・ 同業他社等工場・販売店舗見学等の視察目的の旅費
 - ・ 文房具など事務用品等の消耗品代、雑誌、新聞等の購入及び、定期購読料等
 - ・ 商品券等金券、収入印紙等
 - ・ 汎用性があり、目的外使用になり得るもの（パソコン、プリンター、PC周辺機器、デジタルカメラ・スマートフォン等）
 - ・ 電話代、インターネット利用料金等の通信費
 - ・ 支出の確認できない経費等

5 事業期間

交付決定日から令和9年1月29日（金）まで

6 事業のながれ

申請		審査		採択・事業実施		事業完了後
申請	一次審査	二次審査	採択・事業開始	事業完了	事業完了後	
①事前エントリー受付開始 4月17日（金） ①事前エントリー締切 5月14日（木）12:00必着 ②本申請受付開始 5月15日（金） ②本申請締切 5月28日（木）12:00必着 ※①②両方の申請が必須です (事前エントリーなし→本申請不可)	書類選考 6月11日（木） 結果通知 二次審査の二週間前 (予定)	書類・面接 7月1～2日 (水・木) ※必要に応じて追加資料の提出依頼あり	採択可否通知 (交付決定) 事業開始 7月上旬（予定） ■ 事業説明 7月下旬～ ■ 定期報告 毎月 ■ 中間検査 10～11月	事業完了 書類提出締切 1月29日（金）17:00必着 ■ 完了届・実績報告書・精算書 (完了後10日以内) ■ 完了報告に伴う追加資料不切 2月10日（水）17:00必着 ■ 実績報告審査 ■ 成果報告会	補助金の支払い 3月末日まで ■ 事業実施結果の報告 ■ 成果事例の発表協力 ■ 当該年度含め5年間販売実績等の成果を報告	

<スケジュール（一部予定を含む）>

- ・ 令和8年 4月17日（金） ① 事前エントリー受付開始
- ・ 令和8年 5月14日（木） 事前エントリー 締切（12:00 必着）
- ・ 令和8年 5月15日（金） ② 本申請受付開始
- ・ 令和8年 5月28日（木） 本申請締切（12:00 必着）※ (1)紙媒体 および (2)データ ((1)/(2)全て)
- ・ 令和8年 6月11日（木） 一次審査（書類選考）
- ・ 令和8年 6月16日（火） 一次審査結果通知（通過者のみ）
- ・ 令和8年 7月1～2日（水木） 二次審査（書類・面接）
- ・ 令和8年 7月上旬（予定） 採択可否通知（交付決定）、事業開始
- ・ 令和9年 1月29日（金） 事業完了（事業完了に伴う開発商品・書類提出締切日）
- ・ 令和9年 2月10日（水） 完了報告に伴う追加資料等不切
- ・ 令和9年 3月末日まで 補助金の支払い

※ 応募申請には①事前エントリー及び②本申請の両方が必要です。

※ 事業完了後は、速やかに、開発商品1種につき（2個）、事業完了届（様式12）、事業実績報告書（様式13）、補助金精算書（様式14）に関係書類を添付し、本財団に提出ください。

※ 実績報告書類に従って補助金交付額が決定され、補助金が交付されます。

※ 当初の事業計画と実績が異なる場合には、補助金の交付を受けることができないまたは減額される場合があります。

7 審査について

選定に当たっては、「審査委員会」において、一次審査（書類）と二次審査（書類及び面接）を経て、採択の可否を決定します。なお、二次審査（書類・面接）では、必要に応じて別途追加資料をお願いする場合がありますのでご了承ください。

<審査のポイント>

道内食産業への貢献	・道産原料の活用または道産食品の地位向上に資する計画か
商品開発・市場優位性	・対象市場のニーズを分析し、それを反映した開発計画か
販売戦略・販路拡大	・対象市場・販路に適した販売戦略か ・積極的な海外販路拡大が期待できるか
事業計画の実現性	・事業期間内に完了できるスケジュール・社内体制が整っているか
加点項目	・札幌市の行う認定、認証制度の登録済み事業者か * 対象制度：SAPPORO NEXT LEADING 企業認定 * 札幌 SDGs 先進企業認証

8 提出書類・方法

申請書類の様式は下記の HP からダウンロードできます。

一般財団法人さっぽろ産業振興財団 食・ものづくり産業振興部 食産業振興課

海外市場向け食品開発補助金 <https://sec.or.jp/hanro-kakudai/subsidy/develop/>

1. 事前エントリー (5月14日(木)12:00 必着)

エントリーシートを下記の問い合わせ先メールアドレス宛にメール添付にて提出

2. 本申請 (5月28日(木)12:00 必着)

(1) 必要書類

ア 応募申請書類チェックリスト (表紙)

イ 補助金交付申請書 (様式1)

ウ 申請者概要 (様式2) および会社概要、企業パンフレット、定款 等

エ 事業計画書 (様式3) および参考書類 (経費積算根拠を示す見積書等や補足資料)

オ 道外製造の理由書 (様式4) ※道外製造を申請する場合のみ提出

カ 誓約書兼同意書 (様式5)

キ 直近2期分の決算報告書 (表紙、貸借対照表、損益計算書、製造原価報告書、販売費及び管理費内訳書、株主資本変動計算書、注記表等) の写し

※個人事業主の場合は、直近2年分の確定申告書の写し

ク 商業登記簿謄本 (履歴事項全部証明書)

※申請日から遡って3カ月以内に取得した原本 (法務局にて取得可)

※個人事業主の場合は、開業届の写し

ケ 市町村民税の未納がないことを証明する書類

※申請日から遡って3カ月以内に取得した原本

※札幌市の場合は、「札幌市納税証明書 (指名願)」

コ 前各号に掲げるもののほか、理事長が必要と認める書類

(2) 提出方法 ※ ①紙媒体 ②電子媒体 **両方の提出が必要**です

① 紙媒体 (ファイリング) ※A4 サイズ (5月28日(木)12:00 必着)

以下のとおり作成し、期限までに持参または郵送にて提出。

【正本】 1部

- ・ 上記(1)ア～コを紙製のフラットファイルに綴じ、ファイルの背表紙と表紙に「事業計画名」「申請企業名」を記載。
- ・ 書類ごと (様式1～5、参考書類、企業概要、企業パンフレット、定款等) にインデックスをつける。

② 電子媒体 (5月28日(木)12:00 必着)

AおよびBのデータを電子メールに添付し担当 (food_kikaku@sec.or.jp) に送付。

10MBを超える場合は、ファイル転送サービス(ギガファイル便等)を利用しダウンロードURLをメールにてご連絡ください。

見積書等積算根拠等は費目毎にPDFファイルで提出ください。

A : Word または Excel データ

- (1)イ. 補助金交付申請書 (様式1)
- (1)ウ. 申請者概要(様式2)
- (1)エ. 事業計画書(様式3)
- (1)オ. 道外製造の理由書 (様式4) ※該当者のみ
- (1)カ. 誓約書兼同意書 (様式5)

B : PDF データ

上記A以外の(1)必要書類のデータ

【ファイル名のルール】

ファイル名は「会社名_様式●.xlsx」または見積書の場合は「会社名_書類名.pdf」の形式でつけてください。

- 例) ○○株式会社_様式1_補助金交付申請書.docx
- 株式会社_様式2_申請書.xlsx
- 株式会社_見積書_製造関係費.pdf
- 株式会社_見積書_マーケティング費費.pdf
- 株式会社_商業登記簿謄本.pdf など

9 注意事項

- (1) 申請書類の返却はいたしません。
- (2) 本事業を通してご提供いただいた情報は、審査を含む本事業の実施に必要な範囲で利用し、その他の目的で利用することはありません。
- (3) 補助事業者が下記の各号のいずれかに該当する場合は、補助金交付決定の取り消し、補助金交付額の減額または既に交付した補助金の返還命令が発生する場合があります。

1. 補助金を他の用途に使用したとき。
2. 補助金申請又は補助事業において、虚偽の申請、報告その他不正な行為があったとき。
3. 法令若しくは要綱又は要綱に基づく決定内容及びこれに付した条件等に反したとき。
4. 補助金の交付対象期間中において、補助対象経費と同一の事業活動において他の助成制度（補助金、委託費等）による財政的支援を受けたとき。
5. 前各号のほか、特に本財団理事長が補助金の交付を不相当と認めたとき。

- (4) 本事業は海外市場向け食品開発補助金交付要綱に準じて実施されるため、要綱の内容も必ずご確認ください。本案内に記載のない事柄がある場合または要綱と本案内の間に齟齬がある場合は、要綱の内容が適用されます。
- (5) 採択事業について、事業成果（申請者名、事業名、事業概要等）は公表を原則としており、知的財産戦略等の支障がある場合を除き、本財団及び札幌市のホームページ等で公表させていただきますので、あらかじめご了承ください。また、本財団や札幌市が実施するセミナー等で事例発表をお願いする場合がありますので、ご協力をお願いいたします。
- (6) 事業終了後、当該年度を含め5年間、本事業にかかる売上高等の事業成果を報告、その他、本財団や札幌市が実施するアンケート調査等にご協力ください。
- (7) 当該年度を含め5年間、商品パッケージ又は販促ツール（例：チラシや自社HP）等に「海外市場向け食品開発支援（札幌市補助）を活用しています」と記載してください。
- (8) 本財団が開催する会議・勉強会・セミナー・講習会等に可能な限りご出席ください。

10 本補助金に関するお問合せ先

一般財団法人さっぽろ産業振興財団 食・ものづくり産業振興部 食産業振興課
〒003-0005 札幌市白石区東札幌5条1丁目1番1号 札幌市産業振興センター
電話：011-820-2062（平日9:00～12:00、13:00～17:00）
E-mail：food_kikaku@sec.or.jp